従業員の個人住民税(市民税・県民税)の特別徴収を実施していない事業主の方へ

特別徴収実施について

特別徴収とは、国税である所得税の源泉徴収と同様に、事業所（給与支払者）が個人住民税（市民税・県民税）の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を特別徴収（天引き）し、その従業員の方に代わって各従業員の住所地（１月１日現在）へ納付していただく制度です。

特別徴収義務者とは

所得税の源泉徴収義務者（所得税法第１８３条）である場合は、個人住民税についても特別徴収の義務があります。（地方税法第３２１条の４および香美市税条例第４５条の規定）

地方税法では、前年中に給与所得があった個人住民税の納税義務者で、その年の４月１日現在で事業所から給与の支払いを受けている方については、特別徴収の方法により個人住民税を納付していただくことになっています。**個人経営の給与支払者の方も特別徴収義務者となります。**

給与支払者の方は、毎年１月末までに、該当する市町村に給与支払報告書の提出をお願いします。

※原則として、パート・アルバイト等を含む全ての従業員から特別徴収(天引き)する必要があります。

給与からの特別徴収の事務

毎年５月に特別徴収義務者あてに個人別の「特別徴収税額の決定通知書」等を送付しますので、その税額を毎月の給料から徴収し、翌月の１０日（６月の給与からの天引きであれば７月１０日）までに合計額を各従業員の住所地（１月１日現在）へ納付していただきます。

※６月から翌年５月までの１２回で納付

特別徴収の方法による納税のしくみ
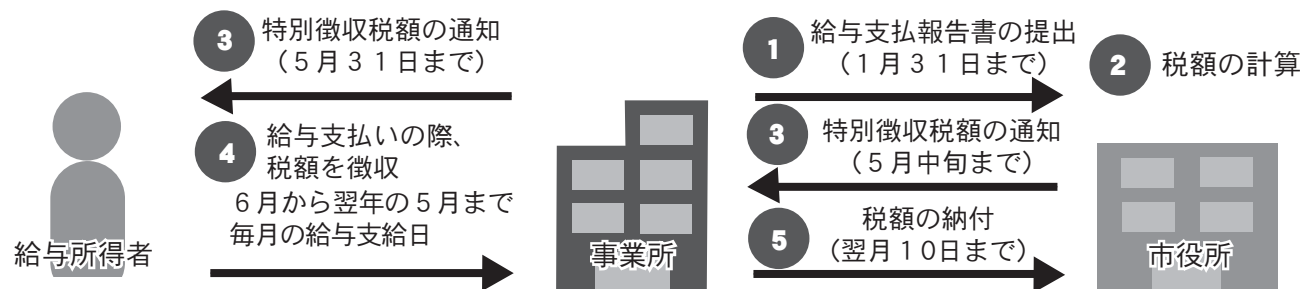
特別徴収は、各市町村が通知した金額をそのまま給与から天引きして納付すればいいから分かりやすい！

毎月の給与から天引きされるので、従業員にとっては１回当たりの納付額が少なくなるし、自分で納める手間や納め忘れもなくなって安心です！

従業員の方等の納税の利便性の向上とともに、円滑な地方税収入を確保するための制度ですので、ご理解とご協力をお願いします。

さくらてんし

©やなせたかし

【問い合わせ先】税務課 ☎５３－３１１６

三嶺周辺シカ捕獲作業実施中！

三嶺周辺で、銃器によるシカ捕獲作業を行っています。登山等で周辺区域に入られる方はご注意ください。捕獲作業の際には、捕獲作業員や誘導員の指示に従うようお願いします。

【期間】３月３１日（水）迄

※実施日は、香美市ホームページでお知らせします。

【実施区域】国指定剣山山系鳥獣保護区および国有林の一部

【問い合わせ先】林政課 ☎５８－３１２０
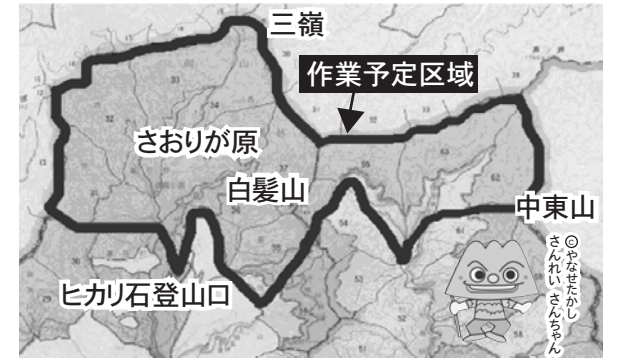
ICカード ですか キャンペーン 平成21年12月1日～平成22年1月31日

友人・知人紹介キャンペーン

『ですか』をお持ちでない方をご紹介ください。紹介いただいた方と購入いただいた方それぞれに**ですかポイント**を１００ポイント差し上げます。

第２回ですかチャージキャンペーン

期間中、ですかカードに２，０００円以上入金いただいた方の中から抽選で、高速バスチケット等の賞品が当たります。

【問い合わせ先】株式会社ですか ☎０８８－８８２－６３６６

ですかって何ですか？

ですかは、路面電車と高知市発着の路線バス(高速バス除く)に利用できるICカードで、利用すると個人に還元される**ですかポイント**と乗車距離に応じて付与されるエコポイントが貯まります。チャージ(入金)することにより、繰り返し利用できます。

年金だより 「日本年金機構」が来年1月1日からスタート!

国民の皆さまの信頼にこたえ、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、日本年金機構として生まれ変わります。

現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに年金事務所と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

【問い合わせ先】保険課 ☎５３－３１１５
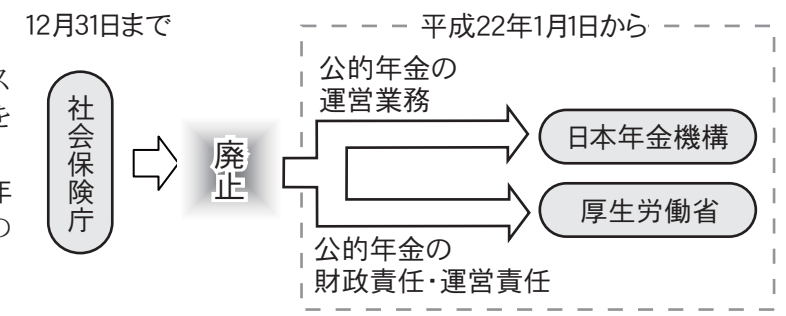
ご近所に迷惑のかからない ネコ の飼い方を心がけましょう！

ネコを捨てる行為は犯罪です

ネコを飼うと決めたら責任と愛情を持って一生面倒をみましょう。

飼っているネコが飼えなくなったときは…

新しい飼い主を探し、いない場合は中央東福祉保健所に引き渡しましょう。

放し飼いによるフンなどの被害が多発しています

ネコは室内でもストレスをためずに飼うことができます。室内飼いをおすすめします。

名札をつけましょう

飼いネコの印として首輪をつけ、迷子になっても飼い主がわかるように、名札をつけましょう。

不妊・去勢手術をしましょう

不妊・去勢手術により、不幸な子ネコがやむを得ず処分されるような、かわいそうなことがなくなります。また、発情期がなくなることで、けんかもなくなり伝染病の感染の危険性が低下し、乳がん等の予防にもなります。

野良ネコにエサを与えないようにしましょう

野良ネコにエサを与えると、エサを求めて他からネコが集まって来たり、周囲にいろいろな迷惑をかけたり被害も大きくなります。

「動物の愛護及び管理に関する法律」「高知県動物の愛護及び管理に関する条例」などでこれらのことが規定されています。

【問い合わせ先】健康づくり推進課 ☎５９－３１５１ ・ 環境課 ☎５３－１０６３